

理 事 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和5年3月15日(水) 午前10時30分～
2 開催場所 大阪市立社会福祉センター 3階 第1会議室
3 議事の内容

司 会

定刻がまいりましたので、ただ今から理事会を開催いたします。

本日の出席状況でございますが、理事定数6名以上23名以内、現在員数20名、本日の出席者20名でございます。従いまして、理事総数の過半数に達しておりますので、定款第29条第2項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。

なお、新田監事にもご出席いただいておりますことをご報告いたします。

また、本日の議案について、特別の利害関係を有する理事の出席はございません。

次に本日初めてご出席いただいております、理事の皆様をご紹介します。

11月10日付けで副会長に就任いただいております、港区社会福祉協議会会長であり大阪市地域振興会会長の武智虎義様です。

6月24日付けで理事に就任いただいております大阪市福祉局長の坂田洋一様でございます。

では、次に今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

それでは、永岡会長から開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

永岡会長

(あいさつ)

司 会

それでは、ただ今から議事に入りますが、理事会の議長は定款第29条第1項の規定により、その都度理事の互選とすることになっておりますが、慣例により、永岡会長様にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議なしということでございますので、議長を永岡会長にお願いいたします。

永岡議長

まず、理事会の議事録の署名人ですが、定款第30条第2項に「出席した会長及び監事は、議事録に記名押印する」と規定していることから、私と今回出席の新田監事が議事録に署名いたします。

新田監事さん、どうぞよろしく申し上げます。

<第1号議案> 令和5年度事業予算及び予算(案)について

永岡議長

それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。

第1号議案、令和5年度事業計画及び予算(案)について、事務局から説明してください。

堀江課長

地域福祉課長の堀江でございます。

第1号議案、令和5年度事業計画及び予算(案)ですが、まずは事業計画(案)につきまして、ご説明申し上げます。

資料の1頁をご覧ください。「Iの基本方針」でございます。

全文を読み上げさせていただきます。

わが国では、急速な少子高齢化や、地域で暮らす人々のつながりの希薄化が進み、また長期にわたる新型コロナウイルス感染症による経済や社会活動への影響等もあって、社会的に孤立する人や生活困窮に陥る人が増えるなど、地域福祉をめぐる課題はますます複雑・多様化、深刻化している。

そうしたなかで、福祉に関わるさまざまな活動主体が連携した包括的な相談支援体制の構築や、ともに暮らし支え合う地域づくりがより一層求められており、本会は身近な地域の中で「つながり・支え合うことができる福祉コミュニティづくり」を目指して、区社会福祉協議会と一体となって取組みを進めている。

令和5年度においては、第2期大阪市地域福祉活動推進計画が最終年度を迎えることから、目標の達成状況や成果、今後の展開に向けた課題を検証したうえで、関係機関・団体等の意見も得ながら、第3期大阪市地域福祉活動推進計画（令和6年度～8年度）を策定する。

また、孤立を防ぎ住民同士が支え合う地域づくりや、高齢者・生活困窮者等の暮らしを支える包括的な相談支援体制の充実など、区社会福祉協議会の取組みへの支援を強化し、社協として地域支援と個別支援の機能を総合的に発揮していく。

あわせて、福祉に関わる情報発信及び専門的人材の養成、ボランティア・市民活動の推進、成年後見制度等の権利擁護、地域子ども支援ネットワーク事業など、本会が担っている取組みについても、より効果的に実施できるよう充実していく。

さらに、安定的・継続的な事業展開に向け、職員の確保・育成・定着の方策や、本会及び区社会福祉協議会の法人運営機能の強化など、組織経営基盤の構築を図っていく。

今後も、地域福祉推進の中核的役割を担う団体として、地域で暮らす人々の信頼に応えていくため、各区社会福祉協議会をはじめ地域住民、行政、社会福祉関係団体、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、企業などと連携を密にし、「一人ひとりの人権が尊重されるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の推進、地域共生社会の実現に向けた取組みをより一層推進する。

続きまして、2頁「IIの令和5年度事業」でございます。ただいまご説明いたしました基本方針に基づき、本会が取り組むべき事業内容について記載しております。

主な内容につきましてご説明いたします。

2頁「1 持続可能で自律した組織基盤の強化」につきまして、本会の一番の課題はやはり人材の確保・定着・育成です。法人の安定した事業運営に欠かせない「人材の確保」や「育成・定着」については、(1)に記載のとおり、大学への個別説明など協力関係を強化することや、育成に関しましても、職員研修計画に基づき研修を体系的に実施し、職員の資質向上を図っていきます。

(3)の法人運営機能の強化につきましては、雇用を取り巻く環境変化をふまえ、人材確保にも関連しますが、多様化する働き方に合わせた雇用形態に対応するため、給与・人事システムを再構築する予定です。

(5) 広報・情報発信の強化につきましては、社会福祉協議会がどんなことをやっている団体なのか、まだまだ知らない人も多くいると思いますので、本会の認知度を向上させ、また誰もが容易に必要な情報を得ることができるよう、8年ぶりにホームページを全面的にリニューアルいたします。リニューアルにあたっては、人材確保の一連の取り組みとして、就職希望者向けの職員採用頁を作成するほか、災害発生時にスムーズに情報発信できるような頁を作成するなど検討してまいります。

3頁(6) 区社協への法人運営強化に向けた支援につきましては、昨年度に引き続き、区社協の総務・経理等の法人運営機能を強化するため、研修会の開催や実務手引書の更新とあわせて、顧問税理士法人による会計支援を実施し、区社協会計事務の平準化に向け取り組んでまいります。

「2 第2期 大阪市地域福祉活動推進計画の推進及び次期計画の策定に向けた取組み」については、現在、第2期計画に基づく取組みを、本会・区社協ともに進めていますが、令和5年度が現計画の3年目、最終年度を迎えますので、3年間の振り返りや総括と並行して、令和6年度から新たな計画期間が始まります第3期計画の策定作業に取り組んでいきます。

続きまして、「3 地域共生社会の実現に向け地域福祉の推進基盤を担う区社協への支援強化」について、区社協支援は指定都市市協の大きな役割であり、地域共生社会の実現に向けた施策動向をふまえて、地域支援と、個別支援の両面の機能を最大限発揮し、区の特性に応じた事業展開ができるよう支援を強化していきます。具体的には、(1) アの第2期 大阪市地域福祉活動推進計画を受けて、区社協がそれぞれ区の特性に応じた推進方針を立てて、事業を進めており、それらの状況把握とさらなる推進に向けた調整を行うとともに、やはり区社協内で縦割りにならないように、複数事業の合同研修会やあつまる場を作り、事業間連携を推進してまいります。

地域づくりの推進と包括的な相談支援体制の充実につきましても、(2) アに記載の地域アセスメントをしっかり行うことや、イの地域での見守り体制の強化、また、(3) アのさまざまな困りごとや複合的な課題を抱えた方、ケアラー支援も含めた包括的な相談支援体制の充実、イの生活福祉資金貸付事業・生活困窮者自立相談支援事業等を通じて明らかになった生活困窮や生活再建に係る相談強化と併せて見えてきた諸課題への対応強化を図っていくこととしております。

4頁「4 多様な主体・資源がつながる地域福祉活動の推進」についてですが、(1) に記載の地域でのつながりづくりの継続・推進ですが、新型コロナウイルス感染症もまだ完全に収束しておりませんが、この間、改めて地域での人と人とのつながりの大切さをいろいろな場面で感じたところです。どんなことが起きても、つながりを絶やさず、つながり続けるための取組みを引き続き継続し、推進してまいります。

5頁「(3) 多様なボランティア・市民活動の推進・発信」については、大阪市ボランティア・市民活動センターにおきましては、ホームページや情報誌を活用して、ボランティア活動の情報発信の強化とあわせて、市のボランティアセンターだけではなく、各区のボランティア・市民活動センターと情報もしっかり共有し、連携して、新たな活動者の育成に取り組んでまいります。

「(4) 地域こども支援ネットワーク事業の推進」ですが、平成 30 年度から始まりました事業でこの 3 月で丸 5 年を迎え、令和 5 年度は 6 年目となります。こども食堂や学習支援の場として現在登録いただいている団体が 335 団体と、年々増えている状況です。下から 2 行目に記載、全区で活動団体の連絡会を立ち上げることは、地域福祉推進計画にも掲げている目標なので、社会福祉施設や企業なども参画いただきながら、令和 5 年度には達成できるよう取り組んでいきます。6 頁「(5) 大阪市ボランティア活動振興基金や助成金、寄附金を活用した民間活動への支援」、「イ 善意銀行の運営」「ウ 共同募金を活用した地域福祉活動への助成」につきましては、それぞれの財源を活用しながら、本会としてもしっかりと団体からの相談を受けながら助成事業などを通じて活動を支援してまいります。

「5 地域福祉を支える人材確保及び育成強化」についてです。大阪市ボランティア・市民活動センターと大阪市社会福祉研修・情報センターを中心に地域活動の担い手の養成と福祉専門職の確保・育成・定着を推進するとともに、すべての住民が福祉への理解を深め、とくにこどもたちが福祉を身近に感じ、ボランティア活動や福祉の仕事に関心を持つよう、福祉教育を推進していきます。

具体的には、7 頁の (1) アの研修センター発行の情報誌「ウエルおおさか」やホームページを活用した情報発信、福祉教育につきましては、(2) に記載のとおり、全社協が実施している全国福祉教育推進員研修を受講した本会の若手職員が中心となって、大阪市社協・区社協としての福祉教育推進のプログラムの作成を計画しています。

(3) 地域福祉活動の担い手育成はボランティア市民活動センターが中心となって情報提供や活動のやりがいや魅力を伝える取組みを進めていきます。

(4) 福祉専門職の確保・育成・定着については、8 頁になりますが、福祉・介護分野で人材不足が深刻な状況を踏まえ、担い手の拡充に向けた啓発や人材確保に取り組む福祉施設を支援する研修などを実施してまいります。

8 頁「6 暮らしの相談支援の充実」ですが、(2) 生活福祉資金貸付事務事業につきましては、特に新型コロナウイルス感染症特例貸付の償還開始に伴い、令和 4 年 12 月から実施しております特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について、大阪府社協と調整のうえ、返還が困難な方への猶予申請や生活再建に係る相談などを現在も区社協で実施していますが、今後ますます相談が増えると予測されますので、各区社協が円滑に実施できるよう引き続き支援していきます。

9 頁「7 暮らしの安心を支える権利擁護の推進」についてです。認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度や「あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）」を活用し、権利擁護や自立支援を推進してまいります。

11 頁「5 災害に備えた平時からの取組みの推進」についてです。大規模災害発生時に、社会福祉協議会としてその使命を果たし、市民の生活復旧に向けて迅速かつ的確に支援できるよう、災害への備えを効果的に進めていきます。

堀江課長

具体的には、(1)(2)に記載しております、災害時にも社協機能が継続できるよう、事業継続計画（BCP）の整理や、大阪市災害ボランティアセンター開設・運営マニュアルの見直しと併せて、災害訓練等も実施し、いざという時に即対応できるよう備えていきます。

12頁「9 介護保険要介護認定調査・障がい支援区分認定調査事業の実施」ですが、要介護認知調査事業につきましては、令和4年度から6年度まで、19区での調査を受託し実施しております。障がい支援区分認定調査につきましては、令和4年度まで本会が全市分の調査を実施してまいりましたが、令和5年度、6年度は区ごとの公募が行われ、本会として慎重に検討を行ったうえで、15区の調査を受託することになりました。要介護・障がい両事業について体制を整え、今後とも業務に遅滞をきたさないように進捗管理を徹底しながら進めてまいります。

最後になりますが、「10 福祉関係機関・団体との連携と協働」です。大阪市民生委員児童委員協議会との連携、大阪府共同募金会との連携、大阪市社会事業施設協議会への支援など、各関係団体等と引き続き連携・協働し、地域福祉を推進してまいります。

以上、令和5年度事業計画について、ご説明申しあげました。

真鍋次長

事務局次長兼総務課長の真鍋でございます。

続いて、令和5年度予算（案）について、ご説明いたします。

14頁の「令和5年度当初予算（案）について（概要）」をご覧ください。

まず、法人全体の状況をご説明いたします。

(1) 予算総括表をご覧ください。収入額ですが、
最上段、事業活動収入が 42億772万9千円、
その2段下、その他の活動収入が 8,121万1千円で、
合計しますと42億8,894万円で、前年度当初予算の収入合計に比べ、1億5,083万8千円の減となっております。次に支出額ですが、
最上段、事業活動支出が 42億9,717万1千円、
その下、施設整備等支出が 4,261万7千円、
その下、その他の活動支出が 3,350万8千円、
更にその下、予備費支出が 115万円で、
合計しますと43億7,444万6千円で、前年度当初予算の支出合計に比べ、1億974万9千円の減となっております。

この結果、収入から支出を差し引いた法人全体の資金収支差額は、マイナス8,550万6千円となります。

(2) 予算の内訳をご覧ください。法人運営事業において、事業計画でもご説明いたしましたが、給与・人事システムの再構築及びホームページのリニューアルに係る支出増等により、収支差額が発生します。

また、善意銀行事業等、蓄積しました基金等の範囲内で助成及び貸付を行う事業のため、収支差額が発生します。

その他の事業については、年度単位で事業を計画・実施していることから、資金収支差額は0円であり、収入に見合った支出を計上しております。

次に、15頁の「2収入の状況」について、主な増減理由をご説明いたします。

真 鍋 次 長

受託金収入は、要介護認定訪問調査事業における障がい支援区分認定調査について、令和5年度から、事業計画で説明いたしましたように、本会においては15区の調査受託となったことによるものでございます。

なお、要介護認定調査の予算については、令和4年度受託時の契約件数に基づく収入額を計上し、人件費等の経費についても、契約件数の処理に必要な人員数により計上しています。実際の依頼件数については未確定なことから、当初の契約件数から大きく乖離する場合は、補正予算等で対応いたします。

基金積立資産取崩収入は、ボランティア活動振興基金事業において今年度の助成活動資金を基金から取り崩すことによるものですが、過年度の助成実績をもとに助成額を設定したことにより、約700万円の減額予算となっております。

続いて、資料16頁の「3支出の状況」について、主な増減理由をご説明いたします。

人件費・事業費・事務費支出ともに、障がい支援区分認定調査を15区受託したことに見合った支出を計上したことによるものです。

助成金支出は、ボランティア活動振興基金事業において、過年度の助成実績をもとに助成額を設定したことによるものです。

最後に、資料17頁の「4事業別支出予算額の状況」について、主な増減理由をご説明いたします。

法人運営事業の増及び要介護認定訪問調査事業の減につきましては、先ほどご説明した理由と同様でございます。

生活福祉資金貸付事務事業の増は、特例貸付が令和4年9月末で終了し、新たに特例貸付の借受人へのフォローアップ支援に係る事務費が計上されたことによるものです。

職員費調整事業の減は、定年退職等による高年齢層の減少と、新規採用による若年層の増加により、人件費の総支出額の減少が見込まれることによるものです。

ボランティア活動振興基金事業の減につきましても、先ほどご説明したとおりです。

収支予算書（総括表）及び事業毎の収支予算書につきましては18頁以降に記載しておりますので、後ほどご覧ください。

以上、令和5年度事業計画及び予算（案）についてご説明いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

永 岡 議 長

ただ今、令和4年度事業計画及び予算（案）について、説明がありましたが、ただ今の説明についてご意見・ご質問についてよろしく申し上げます。

三 田 理 事

昨日、淀川区社協で理事会がございました。あんしんさぽーと事業は市社協の事業で、区社協で委託を受けておりますが、令和4年度の事業費が賸えず、法人で負担し対応することとし、補正予算を計上しました。17頁を見ますと、事業費が800万ほど減額されています。22頁の収支予算書にある業務委託費支出が区への委託費になるかと思いますが、減額になっているので各区のあんしんさぽーと事業の運営が苦しくなるのではないかと心配しています。

その点はいかがでしょうか。

堀江課長 あんしんさぼ一と事業は令和4年度より予算減額になっています。件数と人員によりますが、令和5年度は精査して、事業費が減額となっています。令和4年度についても実態に併せて、業務委託費の追加交付をしている区もありますが、光熱水費の高騰もあり、例年より負担が増えているところですが、区で赤字にならないように、予算の範囲内で考えていきたいと思えます。

三田理事 令和4年度は足りなくて繰り入れた状況ですので、令和5年度はさらに苦しくなるのではないかとと思うのですが、その点はどうか。

堀江課長 予算については現状の人数等からみますと十分に実施していけると考えています。しかし、区の業務委託費が不足とするということであれば、予算の範囲のなかで、各区の負担がないように調整をしたいと考えています。それでも不足するようであれば、大阪市とも調整をしていきたいと考えています。

永岡議長 件数と人の配置の問題のお話がありましたが、業務委託費の不足が出た場合は市社協の方で調整をし、それでも不足する場合は市の方へお願いをするということでしょうか。区社協が困らないようにしていきたいと思えます。ほかにいかがでしょうか。

右田理事 質問というよりは意見ですがよろしいでしょうか。予算全体をみて、大変ななか、専門職、マンパワーへの配慮をいただいている印象を受けました。研修・情報センターもますます役割が重要になってくると思えます。地域や施設に様々な役割がこれまで以上にでてくると予想しています。要するに地域福祉が強調されるなかで、なにもかもが地域に押し込んでいく傾向がなきにしもあらずだということです。かつて、教育委員会と共同で予防的な地域強化を考えていこうということで福祉読本を作りましたが、その後どうなっているか。

つまり、数年間で予防的機能が地域でどれだけ果たされていくか、若い世代の福祉の認識、支えあいの考え方がどうなっていくのかが問われていく。事業計画のなかに、そのあたりをもう少し織り込んでいただいたほうがよかったのではという印象をもっています。

具体的に質問が可能であれば、大阪市の教育委員会、教育関係当局がどのようにこの予防的な、将来の住民を育てる姿勢を持っているのか問われなくてはいけない。その点の理解ができていないので、質問と意見を申しあげました。

日常的な意見交換がどの程度行われているかも含めてお聞きしたいと思えます。

堀江課長 ありがとうございます。

事業計画でいいますと7頁に記載の福祉教育の充実や地域福祉活動の担い手育成というところになりますが、令和5年度では福祉教育推進にむけたプログラムをつくることとしています。全国社会福祉協議会でも中央に集めて研修をして育成するという流れから都道府県で福祉教育を推進する人材を育成する流れになっています。大阪市社会福祉協議会も積極的に参画していこうというところですが、研修を受けて地域で福祉教育を推進していくのは社協職員だけで

堀江課長 なく地域の方や学校などに積極的に参画してもらい進めていく流れになっています。大阪市内で十分にできているかというところではない部分もありますので、令和5年度は社協としてはその点を推進していきたいと考えています。

社協だけでできることではないので、学校、教育委員会との連携も必要であり、大阪市とも連携していくことが必要と考えています。

右田理事 今回の最後の部分について申し上げますと、かつて教育委員会と共同して福祉読本をつくったわけです。中学校に配付していただいて、ゆとり教育で時間は少ないけれど、そこで実施をされていたわけです。そのテキストが改訂されたのを見ましたが、テキスト自体が子どもが関心をもたないようなものになってしまった。市当局に意見を申しあげたが今それが使われているのかどうかもわからない。組織として調整されているのか、具体的に現場でどうなのか、おそらくご存じないと思います。

将来を予測すると今頑張っている人は年を取るわけで、予防的にやらないと、大阪市はどんどん財政を入れても砂漠に水をまくようなものです。結果的に新しい果実を生んでいかないのではないかと危惧しているわけです。

堀江課長 右田先生にもご協力をいただきました福祉読本ですが、現状については、活用の部分でいうと配付して終わりになっていたり、中身を見てもらえていないということもあります。福祉教育を推進するうえで、学校とも連携をして進めていくということで、今の活用状況など、福祉局の担当課とも3月に意見交換を行なったところです。

右田理事 厳しいようですが大阪市の当局にきていただいてお話を聞きたいと思えます。その点をやっておかないと、若い人がどうなのかということが重要なテーマ、若い子どもたちをどう地域で育てるのか、給付事業、給付サービスだけでは限界にきていると思ひ、申しあげました。ぜひ次の事業計画に盛り込んでいただきたいという願ひです。

永岡議長 貴重なご意見ありがとうございます

次の計画にはその点も盛り込んでいければと思います。教育委員会の件は、この場がよいのか、別の場がよいのか継続的にするのかなどの検討が必要かと思ひます。

区でも区社協でしていることと学校でしていることがあり、個別の学校とはつながるが、組織的に動けないということもあります。

研修・情報センターの研修プログラムでは若い世代をどうするのか、入ってもらえるようにすることが、大きな課題だと思います。子ども青少年局や教育委員会など子どもにかかわっているところと連携した取り組みをしないとダメだし、過去のを継承し発展できるような次のプログラムにできればと思います。私も以前に福祉読本の作成に参加をさせていただき、子どもたちに読んでもらえる内容と学校のプログラムの余裕がどれだけあるかもありますが、根本的な部分を働きかける必要があると思ひます。ほかにございませうか。

北 理 事 ひとり親の事業についての説明がなかったのですが、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」について大阪市では社協でされています。全国レベルで母子寡婦の指導者研修会がありましたが、その際には行政から進捗や制度の改正について話がありました。大阪市では貸し付けが増えているなかで、対象が増えていくという情報もある。そうなると大変になると思うが大阪市では行政と社協が連携してもらえたらと思います。ひとり親の人からすると、どこに頼みに行けばよいかわからないとか、区役所や社協ということになるのかと思いますが、大阪市レベルでわかりやすくしていただきたい。

佐 藤 理 事 いつもお世話になっております。こども青少年局の佐藤でございます。
北理事からお話でしたが、コロナの時期にはひとり親家庭は特に厳しいという状況で、この間も話題にもなり、給付金等の対応もされている状況です。4月からこども家庭庁もできますし、引き続き、ひとり親家庭への支援、特に就労支援をどうしていくかということです。高等職業訓練の貸付もございしますが、ひとり親サポーターさんを各区に配置して相談をさせていただいたり、離婚の前に対応できるよう弁護士を派遣したりと様々なメニューをしています。情報をとりに行くことがしんどいという状況もありますので、ひとり親をサポートする団体と連携協定を結びすすめていますし、今後さらに国のほうでも強化していくと思いますので、わかりやすくという点はわれわれが一番やらなくてはいけないことだと思っておりますし、やっていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

永 岡 議 長 よろしくお願ひします。ではほかにご質問ご意見はございしますか。

坂 田 理 事 大阪市福祉局長の坂田でございます。社協の理事という立場で、第1号議案について、お願ひとか意見とかを述べさせていただきます。議案に反対することではなく事業の実施にあたりまして、申しあげてを考慮して実施していただき、社協が市民の信頼を得られるようにと、むしろ応援する立場で意見を申しあげたいと思ひます。

4頁の(3)ウにあります見守り相談室にCSWさんのことですが、大阪市会におきまして、犬・猫の多頭飼育の崩壊の話が大きな話題となりました。健康局で年度後半からになると思ひますが、猫の避妊手術の補助を行う予算が議決されそうなところになっており、広く周知して実施していかなければならないと考えています。また、高齢者がどれだけ犬や猫を飼っているかという実態調査をするようにといわれている。健康局と相談をしながらになるが、地域の実情をよく把握している見守り相談室CSWさんの力がぜひとも必要になるかと思ひますので、制度が固まればお願ひしたいと思ひまして、地域福祉の向上という観点でご協力をお願ひしたいと思ひます。

次に6頁(6)介護予防ポイント事業ですが新型コロナウイルスの影響で、活動している方がピーク時1358人であったのが、今は226人ということで減少している状況にあります。登録されている方は3000人くらいおられますので、登録はしたものの活動に結びついていない休眠状態の方を活動につなげていかなければならないということで、登録の受入れ施設を拡大していくことが

坂田理事 重要であると思っております。社協においては、地域のつながりという意味では様々なチャンネルをお持ちであると思っておりますので、介護予防ポイント事業の担当者だけでなく、社協全体として機会があるごとに受入れ施設になっていただけるようお願いしていただきたいと思いますと思っております。

今回の市会のなかで、登録のための研修会が区単位でいうと、年に2回しか行われていないということが指摘されました。本市からの委託料もかなり余裕があると聞いておりますので、説明会の実施回数の増加についても検討をお願いしたいと思います。

それから8頁ですが、人材の話ですが、平成19年に「福祉人材の確保と養成-現状と課題-」、平成28年には「福祉職場における人材育成をめぐるニーズ調査及び人材育成等のあり方に関する調査研究事業報告書」を取りまとめておられます。せっかくこのような報告書を取りまとめているので、報告書に基づき研修の体系化や情報発信などに積極的に取り組んでいただきたいと思いますと思っております。右田先生からもありましたが、何を行うにしても人材が第一ということだと思います。福祉介護の人材不足が深刻化しているなかで、これまで以上にしっかり取り組んでいくべきだと考えております。そのための体制の構築をお願いしたいと思います。市会で、研修・情報センターで実施する研修の中で主任ケアマネ資格更新のための法定外研修と位置付けてほしいとの要望がありました。事務的にはすでをお願いをしているとのことですので、よろしくお願いたします。

最後に12頁の認定調査の話です。我々、社協さんからの提案はすべて受け入れたつもりですので、今後は、ここに書いてあるとおりに社協さんの方で進捗管理を徹底していただきたいと思います。仮に市民に迷惑をかけるようなことになれば、社協の信頼が失われてしまいますこととなりますので、決してそのようなことのないように社協の理事として強く要請させていただきたいと思います。

冒頭でも申しあげましたとおりに、議案に反対するということではありませんので、今後に事業の実施にあたりましてぜひとも考慮していただきたいと思います。ことごとございますので、今申しあげたことに対してこの場で回答は結構ですのでどうぞよろしくお願いいたします。

右田理事 今のご発言について、研修センターのことが触れられましたが、どういうことですか。よく聞き取れなかったもので、もう一度お願いします。

坂田理事 過去に人材に関する報告書がとりまとめられましたが、その報告書に書かれていることを実践できるように社協さんで体制を組んでほしいということです。

右田理事 研修センターとして、新たな何かの取組をなさいますとか、もう少し展望を広げなさいというような話ではないですね。

堀江課長 この場で回答は求めないと言われましたが、回答になるかはわかりませんが何点か、申しあげます。

堀江課長

1つ目の多頭飼育の件ですが、昨日、見守りと生活困窮の職員が集まる会議があり、大阪市から情報提供もございました。これまで社協としては、ひとり暮らしの方が入院等をされる際に飼っている犬や猫をどうするかというところで相談を受けることは多くあります。先ほどの坂田理事のお話ではそれとは異なるように思いますが、制度が固まってからということかと思しますので、今後のことについては、制度が固まりましたら教えていただければと思います。

次のポイント事業の件ですが、これはお話いただいたように登録の数に比べて実際の活動数が減っているというところなんです。この事業は施設に出向いて活動をするということですので、活動者がコロナで控えることもありますし、社会福祉施設の方でも、面会制限等がある中でボランティア活動の受入れが難しいという状況があったところなんです。今後、5類への引き下げもありますし令和5年度については、登録者が介護予防、活動につながるように社協として取り組んでいくところなんです。施設協の事務局も担っていますので、施設協とも連携をしながら進めていきたいと思っています。活動をしたい人、地域貢献を考えている施設に登録していただくなど、令和5年度は進めていきたいと考えております。

研修の回数が少ないのではないかというお話でしたが、研修は年に50～60回はしていますのでおそらく、年に2回というのは交流会のことではないかと思えます。交流会は、活動者が参加し、施設の職員にも参加いただいて活動の楽しさなどを共有していただいたりしていますが、年に2回くらいの開催ですので今後増やしていくかは検討したいと思っています。

河野所長

研修・情報センター所長の河野でございます。研修・情報センターの体制整備を含めて、報告書に基づきまして、研修体系につきましても改編をしたりとこれまで進めてきておりますが、人材の確保・育成・定着というのは使命でもありますので、今後さらにしっかりと体制を組んですすめていきたいと思えます。

法定外のケアマネ研修ですが、研修・情報センターが実施する研修が該当するとケアマネ協会さんの方で決定されるということですが、しっかりと位置づけされるということであれば、うちのほうでもやっていきたいと思えます。

堀江課長

最後に訪問調査事業についてですが、令和5年度、6年度と2年ございますけれども、体制をしっかりと整えて、特に進捗管理を徹底しながら、遅滞のないように市民に迷惑をおかけすることのないようしっかりと進めていこうと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

永岡議長

貴重なご意見ありがとうございます。研修・情報センターの件ですが、研修プログラムの体系は報告書でも提言されており、進めていただきたいと思います。

認定調査につきましても、いろんな影響がないように努力したいと思います。各区社協にも影響が出ない形で取組ができるように思っております。

三 田 理 事 大阪市連合振興会の方からおききしましたが、トルコシリア地震災害救援支援金 100 万円を赤十字を通じて拠出すると決められたそうですが、大阪市社協さんも拠出するという事聞きました。

令和 4 年度で拠出するのであれば予算に関係はないが事務局から状況をお聞きしたい。

吉 村 理 事 現時点で、社協では義援金を含めた拠出については予定していないということです。

永 岡 議 長 日赤を通じて、義援金を呼びかけているということでしょうか。まだ、深刻な状況ですので、検討していただければと思います。

では、ほかにないようであれば、第 1 号議案についてご承認いただけますか。ご承認の場合は、挙手をお願いします。

(異 議 な し)

異議なしということですので、第 1 号議案は、原案どおり決定されました。

<第 2 号議案> 就業規則の一部改正(案)について

永 岡 議 長 続きまして、第 2 号議案、について、事務局から説明してください。

真 鍋 次 長 第 2 号議案、就業規則の一部改正(案)につきまして、ご説明いたします。資料 2 をご覧ください。

2 頁以降に今回改正する諸規則の新旧表をつけておりますが、主な改正理由・内容について、資料の 1 頁にまとめておりますので、こちらで説明させていただきます。

まず、1 点目ですが、男女雇用機会均等法に基づき、現行の「妊娠障害特別休暇」を「妊娠中及び出産後の症状等に対応する措置」と見直し、妊娠中のみならず出産後 1 年以内の職員も医師等から指導を受け、申し出た場合は、医師の指導内容に基づき必要な措置を講じる旨、明記するものです。

次に、2 点目、特別臨時職員の資格要件について見直すものです。特別臨時職員とは、定年退職後、継続して雇用した職員で介護支援専門員資格を有している職員について、満 65 歳あるいは有期労働契約が通算して 5 年を超えても、要介護認定・障がい支援区分認定調査業務に従事することができる職員です。

現在、特別臨時職員の資格要件として、4 月 1 日から翌 3 月 31 日までの雇用期間中に有効な介護支援専門員資格を有すること規定していますが、人材確保の観点から、当該年度中に介護支援専門員資格が満了する場合は、その日をもって雇用期間を満了とすることができる旨、規定するものです。

施行日については、本日ご承認をいただきましたら、本日、令和 5 年 3 月 15 日付けといたします。

以上、就業規則の一部改正(案)についてご説明いたしました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

永 岡 議 長 ただいまの説明について、ご質問はございますか。

(質 疑 応 答)

永岡議長 ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。
ご承認の場合は、挙手をお願いします。

(異議なし)

異議なしということですので、第2号議案は、原案どおり決定されました。

<第3号議案> 理事候補者の推薦について

永岡議長 続きます、第3号議案、理事候補者の推薦について、事務局から説明してください。

真鍋次長 第3号議案、理事候補者の推薦につきまして、ご説明いたします。
資料3をご覧ください。

なお、次の2頁には、参考としてと、理事・監事・会計監査人選任規程を添付しています。

現在、20名の皆様に理事としてご就任いただいておりますが、今回、新たに2名の理事を評議員会において選任いただくため、本理事会におきまして候補者を推薦するものです。

まず、「民生委員・児童委員等奉仕者の代表者」といたしまして、昨年12月の一斉改選により、大阪市民生委員児童委員協議会会長に就任された小嶋憲子様でございます。

同じく、大阪市民生委員児童委員協議会副会長の吉野 太一郎様でございます。

なお、吉野様におかれましては、これまで本会の評議員としてご尽力いただいておりますが、このたび、理事としてお力添えをいただきたく、候補者として推薦をするものです。

任期につきましては、この後、第5号議案でお諮りいたします評議員会の開催候補日の令和5年3月23日から令和4年度会計に係る定時評議員会終結時まででございます。

以上、理事候補者の推薦についてご説明いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

永岡議長 ただ今、理事候補者の推薦について、説明がありましたが、ご承認いただけますか。

ご承認の場合は、挙手をお願いします。

(異議なし)

異議なしということですので、第3号議案は、原案どおり決定されました。

<第4号議案> 評議員候補者の推薦について

永岡議長 続きます、第4号議案、評議員候補者の推薦について、事務局から説明してください。

真鍋次長 第4号議案、評議員候補者の推薦につきまして、ご説明いたします。

資料4をご覧ください。なお、次の2頁には、参考として評議員選任規程を添付しております。

真鍋次長 現在、28名の皆様に評議員としてご就任いただいておりますが、新たに3名の評議員を「評議員選任・解任委員会」において選任いただくため、本理事会において候補者を推薦するものです。

「公私社会福祉事業施設・団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者」といたしまして、朝日新聞厚生文化事業団大阪事務所長の中谷和司様でございます。

続きまして、「民生委員・児童委員等奉仕者の代表者」としまして、大阪市民生委員児童委員協議会副会長の山本文雄様でございます。

同じく、大阪市民生委員児童委員協議会常任理事の三木一誠様でございます。

任期につきましては、評議員選任・解任委員会において選任された日から現任期の残任期間である令和6年度会計に係る定時評議員会の終結時までです。

以上、評議員候補者の推薦についてご説明いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

永岡議長 ただ今、評議員候補者の推薦について、説明がありましたが、ご承認いただけますか。

ご承認の場合は、挙手をお願いします。

（異議なし）

異議なしということですので、第4号議案は、原案どおり決定されました。

<第5号議案> 評議員会の開催（案）について

永岡議長 続きまして、第5号議案、定時評議員会の開催（案）について、事務局から説明してください。

真鍋次長 第5号議案 評議員会の開催（案）につきまして、ご説明いたします。

資料5をご覧ください。

定款第14条におきまして、評議員会は法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集すると規定していることから、今回、お諮りするものです。

開催日時及び場所につきましては、令和5年3月23日（木）、午後1時30分から大阪市立社会福祉センターで開催いたします。

議案につきましては、令和5年度事業計画及び予算（案）について、理事の選任についてでございます。

以上、評議員会の開催（案）についてご説明いたしました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

永岡議長 ただ今、評議員会の開催（案）について、説明がありましたが、ご承認いただけますか。ご承認の場合は、挙手をお願いします。

（異議なし）

異議なしということですので、第5号議案は、原案どおり決定されました。

本日も審議いただく案件は、全て終了いたしましたので、ここで議長役を終了させていただきます。ご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

